

松戸市農業委員会総会議事録

令和 5 年 8 月 9 日

令和5年松戸市農業委員会8月総会議事録

松戸市農業委員会会長山口輝雄は令和5年8月9日午後3時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	杉浦昌平	2番	杉浦勇司
3番	横山定勝	5番	渡邊洋子
6番	加藤万里子	7番	山口輝雄
8番	戸張嘉宣	9番	岩佐忠夫
10番	川上博久	11番	渡来和治
12番	渡邊慶弘	13番	鈴木榮一
14番	湯浅孝一		
明・矢切区域	齋藤香	東部区域	湯浅雅之
常盤平・五香区域	山崎唯司	馬橋・小金区域	小林直一
馬橋・小金区域	湯浅清		

1. 欠席委員

15番 相田敏克
明・矢切区域 平川正俊

1. 事務局出席職員

事務局長	加藤広之	事務局長補	佐 榊孝弘
主幹兼係長	武井博子	係長	落合利彦

開会 午後 3時00分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和5年8月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が13名、推進委員が5名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号6番、加藤万里子委員、議席番号8番、戸張嘉宣委員の両委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 傍聴人いらっしゃいません。

議 長 事務局からの報告のとおり、傍聴の申出はありませんでした。

◎議案の提出

議 長 早速議事に入ります。

本日の議案は、第1号のみとなっております。

なお、報告事項については、第1号から第6号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告願います。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についての1番を議題といたします。

第1審査会第1審査班座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第1審査会第1審査班座長 議席番号2番、杉浦勇司です。

去る8月2日、水曜日、議案第1号の審査のため、第1審査会第1審査班が招集され、審

査会の座長を私が担当しましたので、報告します。

当日は、鈴木榮一第1審査会会長、川上博久農業委員、加藤万里子農業委員、湯浅清推進委員、私の5名により、現地調査の上、詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に、慎重なる審議を行ったものであることをご報告します。

それでは、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の1番についてご説明いたします。

議案書の1ページ、議案参考資料については1ページから8ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の1ページのところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

申請理由は、申請者は松戸市内を中心に障がい者施設の運営をしています。市内には、身体障がい者の入居施設や通所施設が少なく、また、需要の増加が見込まれるため、施設を建設するものです。

土地の選定理由は、近くに市立松戸高校やゆいの花公園もあり、身体障がい者が生活するのに良好な生活環境が備わっているためです。

議案参考資料の5ページをご覧ください。

施設の概要については、指定生活介護事業所及び指定共同生活援助事業所です。

被害防除については、西側にコンクリートブロックとメッシュフェンスを設置します。

排水関係ですが、汚水については南側の汚水本管に接続放流します。

雨水については、雨水貯留浸透槽を設置し抑制後、前面道路の側溝へ放流します。

費用については、自己資金と金融機関からの融資及び補助金で賄うことから、残高証明書・融資見込証明書を確認いたしました。

他法令については、都市計画法が該当しますが、関係各課と協議済みです。

審査会では、現地調査の結果、コンクリート敷きになっていることを確認しました。このことについて質問したところ、約15年ほど前に、近くのパチンコ店から駐車場として借りたいとの申出があり、造成に同意してしまったとのことでした。

この行為に対し、農地法違反であることの指摘をしました。

この農地法違反について、審査会として始末書の提出を求め、その内容を確認後、最終的な意見決定を行うこととしました。審査会終了後、申請者より始末書の提出があり、農地法

違反をしていたことについて、知らなかったこととはいえ、深く反省するとともに、同じ事態を繰り返さないことを誓約するとのことでした。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用、または事業の用に供する施設が連澹している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第1号の1番について説明しましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま杉浦勇司座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。審査会意見は、許可相当とのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅孝一委員。

湯浅（孝）委員 議席番号14番、湯浅孝一です。座長の説明でよく分かりました。審査会意見に賛成したいと思います。

議長 ただいま湯浅孝一委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番につきましては許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定いたしました。

続いて、議案第1号の2番を議題といたします。

第1審査会第1審査班座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第1審査会第1審査班座長 それでは、議案第1号の2番についてご説明いたします。

議案書の1ページ、議案参考資料については9ページから14ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の9ページのところでございます。

権利の形態は、使用貸借権の設定です。

申請理由は、申請者は仕事の関係で群馬県沼田市の賃貸住宅に居住していますが、定年退職を迎えたため、松戸市に戻り兄の農業を手伝いながら生活したいと思い、兄所有の土地を使用貸借し分家住宅を建設するためです。

土地の選定理由は、本家所有の土地が市街化区域になく、本家に隣接しているためです。議案参考資料の11ページをご覧ください。

施設の概要については、専用住宅用地です。

排水関係ですが、雨水については雨水浸透枡を設置し、敷地内処理します。

汚水については、前面道路既設下水本管に放流します。

被害防除については、道路以外の三方を10センチ、マウンドアップし、土砂や雨水の流入、流出を防ぎます。

費用については、自己資金で賄うことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、都市計画法が該当しますが、関係各課と協議済みです。

農地区分については、申請に係る農地からおおむね300メートル以内に鉄道の駅があることから、第3種農地と判断しました。

以上、議案第1号の2番について説明いたしました。審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま杉浦勇司座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、山崎委員。

山崎委員 推進委員の山崎です。座長の説明でよく分かりました。分家住宅で農業を手伝うということですので、審査会意見に賛成したいと思います。お諮り願います。

議 長 ただいま山崎委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の2番につきましては許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定いたしました。

続いて、議案第1号の3番を議題といたします。

第1審査会第1審査班座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第1審査会第1審査班座長 それでは、議案第1号の3番についてご説明いたします。

議案書の1ページ、議案参考資料については15ページから19ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の15ページのところでございます。

権利の形態は、売買による所有権移転です。

申請理由は、申請者は松戸市内を中心に不動産業を営んでおります。近隣の駐車場は既に満杯のところが多く、近くの会社や個人から要望があったためです。

土地の選定理由は、申請者の事業所から近く、周辺住民や会社から要望があったためです。

議案参考資料の17ページをご覧ください。

施設の概要については、車両17台を置く貸し駐車場です。

整地については、砂利敷きとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、既設フェンスや生け垣にて対応します。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

審査会では、現地調査の結果、砂利敷きになっていることを確認しました。このことについて質問したところ、平成19年頃に近隣住民からの要望で東側の一部を5台分の駐車場として貸し出したとのことでした。

この行為に対し、農地法違反であることを指摘しました。

この農地法違反について、審査会として始末書の提出を求め、その内容を確認後、最終的な意見決定を行うこととしました。審査会終了後、申請者より始末書の提出があり、農地法違反をしていたことについて、知らなかったこととはいえ、深く反省するとともに、同じ事態を繰り返さないことを誓約するとのことでした。

農地区分については、申請に係る農地等からおおむね300メートル以内に鉄道の駅がある

ことから、第3種農地と判断しました。

以上、議案第1号の3番について説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま杉浦勇司座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡邊洋子委員。

渡邊（洋）委員 議席番号5番、渡邊洋子です。始末書の提出など、ただいまの座長の説明でよく分かりましたので、審査会意見に賛成したいと思います。お諮りください。

議 長 ただいま渡邊洋子委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の3番につきましては許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定いたしました。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、議案書2ページ、報告事項1から11ページの報告事項6についてご報告させていただきます。

まず、2ページ、報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてですが、相続による所有権移転により1件の届出を受理しました。なお、あっせん希望はありませんでした。

次に、3ページから5ページ、報告事項2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、5ページ下段に記載のとおり、6月分として田2件、1,702平方メートル、畑17件、4,354平方メートル、合計19件、6,056平方メートルの届出を受理しました。

次に、6ページから8ページ、報告事項3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてですが、8ページに記載のとおり、田5件、576平方メートル、畑13件、7,067平方メートル、合計18件、7,643平方メートルの届出を受理しました。

次に、報告事項4 農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、法務局より1件の照会があり、非農地回答をいたしました。

次に、10ページ、報告事項5 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり、引き続き農業経営を行っている旨の証明書3件を交付しました。

次に、11ページ、報告事項6 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付についてですが、記載のとおり、死亡による買取申出が生じたため1件の証明書を交付しました。

事務局からの報告事項は以上です。

議 長 ありがとうございます。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和5年8月総会を終了いたします

閉会 午後 3時23分